

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和31年2月1日に入社し、同社が新設していた事業所が開所するまでの申立期間は、同社の関連会社であるB社で研修していた。

申立期間の給与は、A社から支給されていたと記憶しており、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、申立人が、申立期間にA社に在籍し、B社で研修していたことが推認できる。

しかしながら、A社の当時の事務担当者は、「申立期間当時の事業主である義父は既に死亡している上、当時の資料も見当たらない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、申立人のA社における同僚は、「私は、事業所の開所準備で1か月前から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は、事業所の開所日の昭和31年4月1日である。」旨述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、事業所の開所のために開所前に同社に採用されたとする同僚4人全員が、事業所が開所した昭和31年4月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間の給与は、A社から支給されていた。」旨述べている上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 8 月 1 日から平成 4 年 8 月 31 日までの期間において、A社B支店に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は、平成 4 年 1 月 31 日に「休業」を理由に一旦、厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、6 年 2 月 1 日に再度、適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚は、「申立期間は、会社の経営状態が思わしくなく、平成 4 年 1 月 31 日以後、従業員全員が、在職中のまま健康保険の任意継続被保険者になった。申立期間は、厚生年金保険には加入していない。」と述べているところ、申立人は、申立期間において健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立人と同じA社B支店に勤務していた同僚は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の事業主の妻で、同社の役員であった者は、「当時の事業主である夫及び経理担当者は既に死亡している上、関係資料は全て処分している。」と述べており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。